附則第三条の二の十一（見出しを含む。）中「附則第七条第十四項第二号」を「附則第七条第十項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十とする。

附則第三条の二の十二（見出しを含む。）中「附則第七条第十四項第三号」を「附則第七条第十項第三号」に改め、同条を附則第三条の二の十一とする。

附則第三条の二の十三の見出し及び同条第一項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第八項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十一項」に改め、同条を附則第三条の二の十二とする。

附則第三条の二の十四から第三条の二の十六までを削る。

附則第三条の二の十七（見出しを含む。）中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第十二項」に改め、同条を附則第三条の二の十三とする。

附則第三条の二の十八（見出しを含む。）中「附則第七条第二十四項第九号」を「附則第七条第十四項第九号」に改め、同条を附則第三条の二の十四とする。

附則第三条の二の十九（見出しを含む。）中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の二十（見出しを含む。）中「附則第七条第二十五項」を「附則第七条第十五項」に改め、同条を附則第三条の二の十六とし、同条の次に次の三条を加える。

（政令附則第七条第十九項第二号の建築物）

第三条の二の十七　政令附則第七条第十九項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一　外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。

二　屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

三　天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。

四　前三号に掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

（政令附則第七条第十九項第三号の政府の補助）

第三条の二の十八　政令附則第七条第十九項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、高齢者等居住安定化推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

（法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項の助成金）

第三条の二の十九　法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

附則第三条の二の二十一の見出し中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に改め、同条中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「附則第九条の三第一項」を「附則第九条の二第一項」に改め、同条を附則第三条の二の二十とする。

附則第四条の四を次のように改める。

第四条の四　削除

附則第六条中第九項から第十一項までを削り、同条第十二項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項を同条第十二項とし、同条第十六項を同条第十三項とし、同条第十七項を同条第十四項とし、同条第十八項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項を同条第十六項とし、同条第二十項を同条第十七項とし、同条中第二十一項から第二十五項までを削り、第十七項の次に次の一項を加える。

18　法附則第十五条第五項及び政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

附則第六条第二十六項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十七項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十八項中「附則第十一条第十五項第四号」を「附則第十一条第十七項第四号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十九項中「附則第十一条第十七項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十項中「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十一項中「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十二項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十三項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十五項」に、「放送番組の制作に必要な設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備」を「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備」に、「含み、関東広域圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域をいう。以下この号において同じ。）又は近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域をいう。以下この号において同じ。）とする放送事業者に係るもの以下この号において同じ。）を放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。以下この号において同じ。）とする放送事業者に係るものを除く」を「含む」に改め、「（関東広域圏又は近畿広域圏を放送対象地域とする放送事業者に係るものを除く。）」を削り、「電源装置を含む。）」の下に「であつて、関東広域圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域をいう。）又は近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域をいう。）を放送対象地域（放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。）とする基幹放送事業者に係るもの以外のものとする。」を加え、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27　法附則第十五条第十一項に規定するデジタル信号により送信されるテレビジョン放送（以下この項において「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域は、平成二十三年七月二十四日以前にアナログ信号により送信されるテレビジョン放送が受信可能であつた地域であつて、地上デジタルテレビジョン放送の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルトに達しない地域（建築物その他の工作物の影響によるものを除く。）又は他の電波の影響により地上デジタルテレビジョン放送の受信の障害が発生する地域とする。

附則第六条第三十四項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十一項」に、「前項第二号」を「第二十六項第二号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十五項を削り、同条第三十六項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条中第三十七項から第四十項までを削り、同条第四十一項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第四十二項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第四十三項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第十四項」とし、同項を同条第三十三項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十四項」とし、同項を同条第三十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十七項を削り、同条第四十八項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第十七項」に、「輸送対策事業」を「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第五十項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条中第五十二項及び第五十三項を削り、同条第五十四項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第